

市政情報

11月の納税

国民健康保険税(第5期)

納期限は11月30日(木)です。□座振替の場合も、11月30日(木)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

夜間納税相談窓口

日中来庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

日 11月30日(木)、12月25日(月)午後5時15分～7時

場・ 収税課 ☎21-1409 ☎23-2238

税を考える週間

11月11日(土)～17日(金)は、税を考える週間です。「これからの社会に向かって」をテーマとして、生活と税の関わりを理解することで、納税意識の向上を図ります。

東松山税務署 ☎22-0990



野外焼却は禁止されています

野外焼却による煙やにおいは、近隣の生活環境の悪化を招くだけでなく、有害物質を発生させ、健康への悪影響や火災につながることから法律で原則禁止されています。

稲わらの焼却等の例外行為にあたる場合でも、近隣から苦情が寄せられるような場合は、焼却の中止をお願いする場合があります。

環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700
廃棄物対策課 ☎21-1401 ☎23-7700
農政課(畑等での野焼き) ☎21-1400 ☎23-7700



小規模契約希望者登録制度

市が発注する小規模な修繕等の契約を希望する市内業者を登録し、積極的に指名業者選定の際に対象とすることで、受注機会を拡大しようとする制度です。現在登録している業者も12月末で有効期間が終了となりますので、引き続き希望する場合は改めて申請してください。

登録できる人 市内に本店がある法人又は市内に住所がある個人事業主で市税に滞納がない人
※市の建設工事請負等競争入札参加資格審査者名簿に登録されている人は登録できません。

受付期間 12月1日～15日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

有効期間 令和6年1月1日(祝)～令和7年12月31日(水)

※申請書は契約検査課で配布しています。また、市HPからダウンロードできます。

契約検査課 ☎21-1445 ☎22-4031

狂犬病予防注射はお済みですか

生後91日以上の子犬は、年1回の狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けることが義務付けられています。今年度に狂犬病予防注射を受けていない場合は、動物病院で注射を受け、環境政策課で注射済票の交付手続きをしてください。

また、注射はお済みで、まだ注射済票の交付手続きをしていない人は、早めに手続きをしてください。

交付手数料 550円

狂犬病予防注射済証(動物病院等で注射を受けた際にもらう証明証)

環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700



「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、専用相談電話による相談を受け付けます。

日 11月15日(水)～21日(火)午前8時30分～午後7時

※18日(土)・19日(日)は午前10時～午後5時

相談員 法務局職員、人権擁護委員
専用相談電話 ☎0570-070-810

さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-851-1000

都市計画の案の縦覧

東松山都市計画道路(3・5・13号第一小学校通線)の変更について、案の縦覧及び意見書の受付を行います。

変更の内容

一部区間(箭弓町一丁目及び三丁目)の幅員変更

案の縦覧場所

県都市計画課、東松山県土整備事務所、市都市計画課

※市HPからも確認できます。

案の縦覧及び意見書の提出期間

11月14日～28日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

意見書の提出

縦覧場所で配布する意見書に必要な事項を記入し、11月28日(火)午後5時15分までに直接又は郵送(必着)で県都市計画課、東松山県土整備事務所又は市都市計画課へ。

県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-5343)

東松山県土整備事務所(〒355-0024六軒町5-1 ☎22-2453)

市都市計画課(〒355-8601松葉町1-1-58)

※県電子申請届出サービスでも提出できます。

東松山市の住民及び利害関係人

市都市計画課

☎21-1425
☎24-8857



文化通りの一部を振替えます

松葉町一丁目地区周辺整備事業の道路工事に伴い、11月末頃から文化通りの一部を南側に振替えます。交通規制は、現地の案内標識等をご確認ください。工事中はご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市街地整備課 ☎63-5002 ☎24-8857



消費者トラブルに注意

「高額当選」「支援金がもらえる」というメッセージに注意!

【事例1】

無料のメッセージアプリを通じて「1,000万円が当選した」とメッセージが送られてきた。入金には手数料が必要と言われ、コンビニで購入したプリペイド型電子マネーの番号を撮影し、その画像と振込用の銀行口座をメッセージで返信した。その後も次々と請求され、約50万円を支払った。「もう支払えない」と伝えると、訴えると脅された。相手のことは名前しか分からない。

【事例2】

スマホに「あなたは生活支援施策の支援金5億円の支給対象となりました」というメッセージが届いた。政府機関が関係しているようなことが書いてあり、手続について案内するURLが載っている。本当だろうか。

消費者へのアドバイス

- 受取に必要と言われ、支払いをしても、結局お金はもらえません。「当選しました」「〇億円を支援します」といったメール等が届いても返信や連絡をしないようにしましょう。
- プリペイド型電子マネーでの支払いを求められたら、だまし取られる恐れがあるので警戒しましょう。相手に伝えた電子マネーの情報(数字列、かな文字列など)をすぐに使用された場合、電子マネーを取り戻すことは困難です。
- 不審なメッセージが届かないようにメール、アプリなどのブロック機能やフィルター機能などを利用しましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。消費者ホットライン ☎188 (いやや!泣き寝入り!)
人権市民相談課 ☎21-1414 ☎23-2236

「くらしの110番」